

まちなか図書館（仮称）及びまちなか広場（仮称）ロゴマーク等制作委託業務
プロポーザル実施要領

1. 業務の概要

(1) 業務名

まちなか図書館（仮称）及びまちなか広場（仮称）ロゴマーク等制作委託業務

(2) 業務目的及び内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和3年1月29日（金）まで

(4) 契約上限金額

金660,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2. プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件

プロポーザルに参加する者は、プロポーザル参加意向申出書の提出日現在において、次の各号に掲げる要件をすべて満たすこと。

- (1) 令和2・3年度豊橋市入札参加資格者名簿（物品等）の業種において、大分類「役務の提供等」中分類「映画等製作・広告・催事」小分類「デザイン」に登録をしていること。
- (2) 豊橋市内の本店（本社）で本市に登録していること。
- (3) 公告の日において、直近5年間に於いてロゴマークの制作について実績を有すること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (5) 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間に「豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領」による指名停止の期間がないこと。
- (6) 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間に「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成26年3月26日付け豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結）に基づく排除処置を受けていないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

3. 担当部局

〒441-8025

愛知県豊橋市羽根井町48 まちなか図書館開館準備室（豊橋市中央図書館内）

電話：0532-21-8181

FAX：0532-31-4254

電子メールアドレス：machitosho@city.toyohashi.lg.jp

4. 参加意向申出に必要な書類

(1) 提出書類

ア. 参加意向申出書（様式1）

イ. 会社概要（様式2）

ウ. 業務実績表（様式3）

エ. 業務の契約書の写し等

(2) 参加意向申出に必要な書類の作成及び記載上の留意事項

「2（3）」において示す業務実績（企業の本店、支店、営業所等を含む業務の実績について1件以上最大5件まで。）について、業務実績表（様式3）に記載すること。

なお業務実績表には、記載した業務の契約書の写し及び業務内容が確認できる書類（業務仕様書の写し等）を添付すること。また、業務の受注実績は評価の対象となるため、1件以上最大5件の範囲内で可能な限り提出すること。

5. 参加意向申出書の提出及び提出期限

(1) 提出書類等

「4」において必要とする書類

(2) 提出部数

各1部 ※提出書類は全てA4サイズ 縦 左綴（2穴）ファイリングにより提出すること。

(3) 提出先

「3 担当部局」と同じ

(4) 提出方法

持参（豊橋市中央図書館の休館日を除く毎日9時30分から17時まで。）又は郵送（書留郵便に限る。）とする。

(5) 提出期限

令和2年9月29日（火）17時必着

6. 参加意向申出に関する質問

参加意向申出書の提出に関する質問の受付及び回答については、次による。

(1) 質問先

「3 担当部局」と同じ

(2) 質問期間

令和2年9月15日（火）から令和2年9月23日（水）17時まで

(3) 質問方法

質問書（様式4）により電子メールにて提出すること。

必ず電話にて到達確認を行うこと。

(4) 回答

令和2年9月25日（金）予定

本市ホームページ上に掲載するので、質問の有無に関わらず確認すること。

<https://www.city.toyohashi.lg.jp/37790.htm>

7. 提案書の提出を要請する者の確認

提案資格の有無を確認後、「提案資格確認結果通知書（様式5）」により、提案書等の提出について通知する。

※令和2年10月2日（金）発送予定

8. 提案書の作成及び記載上の留意事項

(1) 提案書作成上の基本事項

ア. 業務に係る作業は、豊橋市との契約後に、提案書に記載された内容を反映しつつ、仕様書に基づいて協議のうえ開始することとする。

イ. 提案書に記載された内容は、参考見積金額の範囲内で行えるものとする。

(2) 提案書記載上の留意事項

ア. 提案書（副本）に提案者を特定することができる内容の記述（社名等）を記述しないこと。

イ. 提案書は、定められた様式に従い記載し提出すること。書類サイズは原則A4版とし、使用する文字の大きさは10.5ポイント以上とするが、図表等では他のポイントを使用してもよい。

9. 提案書の作成要領

提案書の様式は次に示すとおりとする。

- (1) 提案書の提出について（様式6）
- (2) 業務実施体制（様式7）
- (3) 業務実施スケジュール（様式8）
- (4) ロゴマーク企画提案書（様式9）

ロゴタイプ・シンボルマーク・ロゴマーク（まちなか図書館（仮称）及びまちなか広場（仮称）について、それぞれ1案ずつ。）、そのコンセプト等を記載すること。

- (5) 参考見積及び見積金額内訳書（様式は任意。）

※提案書について、この要領及び所定の様式に示された条件に適合しない場合は、提案を無効とすることがある。

10. 提案書等の提出方法

- (1) 提出書類及び部数

ア. 提案書（正本1部、副本5部）

正本、副本ともにA4サイズ・縦長・左綴（2穴）ファイリングにより提出すること。副本には提案者名が特定できるような記述をしないこと。

イ. 見積書及び見積内訳書（様式は任意。）各1部

提出された参考見積及び見積金額内訳書は、評価資料とするが、本プロポーザルに係る契約金額算定上の根拠となるものではない。

- (2) 提出先

「3 担当部局」と同じ

- (3) 提出方法

持参（豊橋市中央図書館の休館日を除く毎日9時30分から17時まで。）又は郵送（書留郵便に限る。）とする。

- (4) 提出期限

令和2年10月23日（金）17時必着

提出期限後に到着した提案書は無効とする。

11. 提出された提案書等の取扱い

- (1) 提案書に記載された提案内容は、当該提案書の提案者の許可なく使用しない。

ただし、豊橋市が本プロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、提案者の承諾を得ずに使用できるものとする。

- (2) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、豊橋市情報公開条例（平成8

年豊橋市条例第2号）に基づき、同条例第12条第1項または第2項による意見書提

出の提案及び提出書類を公開する場合があるものとする。

- (3) 提出された提案書等は、本プロポーザルにおける契約候補者の特定以外の目的では使用しない。
- (4) 提出された提案書等は返却しない。
- (5) 提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

12. 実施要領、仕様書等に対する質問及び回答

- (1) 本プロポーザル募集では説明会は実施しないため、本実施要領、仕様書等の内容について不明な点が生じた場合、質問書（様式4）に必要事項を記載し、電子メールにて送信すること。必ず電話にて到達確認を行うこと。
- (2) 質問の受付場所
「3 担当部局」と同じ
- (3) 質問の受付期間
令和2年10月2日（金）から令和2年10月15日（木）17時まで
- (4) 回答
令和2年10月20日（火）予定
本市ホームページ上に掲載するので、質問の有無に関わらず確認すること。
※仕様の補足等が掲載されることもあるので、質問及び回答については提案書等の提出前に必ず確認を行うこと。

<https://www.city.toyohashi.lg.jp/37790.htm>

13. 評価の手續及び契約候補者の特定

提出された提案書等について、「まちなか図書館（仮称）及びまちなか広場（仮称）ロゴマーク等制作委託業務」において下記のように評価を実施し、最も優れている提案者を契約候補者として特定し、契約締結に向けた手續を行う。なお、提案者が一者であっても、本プロポーザルは成立するものとする。

- (1) 審査（プレゼンテーション、ヒアリング）
日程 令和2年11月6日（金）予定
時間、場所及び留意事項等については別途通知する。
なお、出席者は2名以内（うち1名は業務を中心的に担当する者が望ましい。）とし、ヒアリング時間は一者あたり20分程度（説明10分、質疑10分程度）を予定している。
なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、特定の場所に参集しない方法で実施する場合がある。

(2) 評価基準

別紙1「評価基準」による。

(3) 契約候補者の特定

ア. 提出された提案書等を審査し、各委員の評価点を合算した値が最も高い提案者（点数が同点になった場合は、評価基準の項目「ロゴマーク」の点数が高い者、「ロゴマーク」の点数が同点になった場合は、「業務見積価格」の点数が高い者。）を契約候補者として、契約締結に向けた手続を行う。

イ. 提案者が一者であっても、本プロポーザルは成立するものとする。

ウ. 評価委員会各委員の持ち点（100点）を合算した値（満点）の5割を最低基準点とし、各委員の評価点を合算した値が最低基準点に満たない者は、契約候補者として特定しない。

エ. 契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者（最低基準点を満たしている者に限る。）を新たな契約候補者として手続を行うものとする。

14. 評価結果に関する事項

(1) 結果通知書

契約候補者として、特定又は特定しなかった旨を結果通知書（様式10）により通知する。

(2) 非特定理由についての説明の請求先

特定されなかった者は、書面により非特定理由についての説明を求めることができる。

(3) 非特定理由についての説明の請求先

3に同じ

(4) 請求期間

通知した日の翌日から起算して5日以内（土・日曜日、祝日、豊橋市中央図書館の休館日を含まない。）の9時30分から17時までとする。

(5) 回答

非特定理由についての説明の請求に対する回答は、請求期間の最終日の翌日から起算して5日以内（土・日曜日、祝日、豊橋市中央図書館の休館日を含まない。）に書面により行う。

15. 無効となる提案等

次に該当する提案は、無効とする。

(1) 実施要領に示した提案資格を有しない者の提案

(2) 提案書等に虚偽の記載をした者の提案

(3) 実施要領に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案

- (4) 見積金額が契約上限金額を超える提案
- (5) 評価の公平性に影響を与える行為をした者の提案

16. 契約の締結

- (1) 本プロポーザルによって契約候補者を特定し、当該業務に係る見積書徴収の相手方とする。
- (2) 契約候補者が契約締結までに次のいずれかにより契約が不可能となった場合は、次点の者から順に繰り上がるものとする。
 - ア 「2 プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件」に記載した要件のいずれかを満たさなくなったとき
 - イ 提案資格または提案内容が無効となったとき
 - ウ その他事故等の特別な事由により契約が不可能と認められるとき
- (3) 契約条項及び業務仕様は、特定した提案書による提案内容について契約上限金額の範囲内で反映し確定するものとする。

17. その他

- (1) 提案書に記載するロゴマークは未発表かつ自作のものに限る。
- (2) ロゴマークの盗作等の不正な行為が判明した場合は失格とするものとし、契約締結後に判明した場合はその契約を解除する。なお、この場合、豊橋市は一切の損害賠償の責を負わない。
- (3) 参加意向申出書を提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式11）を持参（中央図書館の休館日を除く毎日9時30分から17時まで。）又は郵送により速やかに提出すること。
- (4) プロポーザルに係るすべての費用は、提案者の負担とする。
- (5) 提出後の参加意向申出書及び提案書等の修正、差し替え、追加、削除又は変更は、認めないものとする。
- (6) 電子メール等の通信事故について、豊橋市は一切の責任を負わないものとする。
- (7) 特定結果通知をした日から契約締結の日までの期間において、契約候補者となった者が「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けた場合は、契約を締結しないものとする。なお、この場合、豊橋市は一切の損害賠償の責を負わない。
- (8) 契約の履行にあたり、妨害又は不当要求を受けた場合は、発注者に報告するとともに警察へ被害届を提出すること。これを怠った場合は、契約の相手方としない措置を講じることがある。
- (9) 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

(別紙1)

評価基準

項目		評価観点	配点
業務実施方針 【20点】	①業務実施方針及び取組体制等	<ul style="list-style-type: none">・人員配置や業務体制が適切であるか。・業務の内容をきちんと理解しているか。・役割分担、指揮命令系統が明確であるか。	10
	②ロゴマークデザインの実績	<ul style="list-style-type: none">・本業務の履行に関し、十分な実績知識を有しているか。	10
ロゴマーク 【70点】	①シンボルマーク	<p>【コンセプト】</p> <ul style="list-style-type: none">・確固たるデザインコンセプトとなっているか。 <p>【シンボル性】</p> <ul style="list-style-type: none">・一目見ただけで施設等を連想させるものとなっているか。・施設等のコンセプトを反映させたものとなっているか。・あらゆる層の方が、興味・親しみをもってもらえるデザインとなっているか。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none">・単体でも使用可能なものとなっているか。	20
	②ロゴタイプ	<ul style="list-style-type: none">・シンボルマークのコンセプト等を踏まえたデザインとなっているか。・単体でも使用可能なものとなっているか。	20
	③ロゴマーク	<ul style="list-style-type: none">・シンボルマークとロゴタイプを適切に反映することにより、魅力的なロゴマークとなっているか。・シンボルマークとロゴタイプの調和がとれているか。	30
業務見積価格 【10点】		評価点 = 配点 × 評価係数* * 評価係数 = 全応募者のうちの最低見積価格 / 当該見積価格 ※ 小数点以下第2位を四捨五入	10
合計			100